

「従業員の生活にまで影響する問題です」

休業保障制度の存続求め、600 人超が亀井大臣に意見書提出



院内集会であいさつする竹崎三立保団連副会長
(11 月 12 日)

「休保制度は、私たち保険医の命の綱」などとした休業保障制度存続を求める医師・歯科医師の切実な声は 600 件に上り、11 月 12 日の国会要請行動で亀井静香金融大臣に提出した。亀井大臣は 11 月 17 日の衆議院財務金融委員会でも佐々木憲昭衆議院議員（共産党）の質問に「共助という友愛の精神を實踐している団体に支障が起きない方向で処理したい」と答弁した。財務金融委員会の質疑要旨とともに、加入者の声を紹介する（一部抜粋）。

■身体が資本の保険医にとつて病気や交通事故等による休業は、本人の生活だけでなく、医療機関の経営、従業員の生活にまで影響する問題です。

私も昨年交通事故で約 40 日の休業を余儀なくされ、休業保障制度のお世話になりました。おかげで安心して治療に専念でき、従業員にも迷惑をかけずに済みました。

本会の休業保障制度は、安心して雇用関係を維持していくためにも有用であり、制度の存続をお願い申し上げます（佐賀県）。

■保険医の命の綱で、毎月の積み立てと日々の診療の汗から成り立っています。休業保障制度があるので、安心して診療に励んでいます。

毎日自分の健康を保持するよう、努力していますが、もしもの時は、私たちがでなく、従業員、患者様に迷惑をかけてしまいます。是非存続させて下さい（熊本県）。

■個人開業医は万が一、病気で長期入院となれば、医院を休院又は閉院せざるを得ません。この状態は医師個人ばかりでなく、従業員の生活保障など、雇用継続問題にも

影響します。保障に対する多種多様な多額な責任を負っています。以上の事は殆んど公的に保障されていない個人医師の自己責任において補償せざるを得ません。

社会保障の不備を補償すべく、我々個人開業医は構成員同志で支えあい、助けあふ休業保障制度を構築し運営してきました。この自主共済の保険を営利目的の保険と確かに、区別して頂くよう切に要望致します（石川県）。

■私の父も開業医でした。私が学生の頃、手術中に本人が倒れ、その後

半身不随となりました。その折、休業保障制度のおかげでずいぶん助かったものでした。当時、私も学生でしたので、同様の共済会制度で学費を援助いただき、無事卒業の後、返済いたしました。

今回は私も体調を悪くして、休業保障制度に加入している助かったものです。役人はその実態を調べようとせず、詐欺まがいの制度として規制しています。わたしたち、開業医は身体が唯一資本なのです。自らの健康を顧みず患者さんのニーズに応えるために日夜努力しているのです。一旦、健康を害すると全ての診療は停止します。

どうか安心して日々診療が出来ますように、健全な運用をしている休業保障制度を守ってください（兵庫県）。

■開業して 18 年になりました。その折、休業保障制度のおかげでずいぶん助かったものでした。当時、私も学生でしたので、同様の共済会制度で学費を援助いただき、無事卒業の後、返済いたしました。

今回は私も体調を悪くして、休業保障制度に加入している助かったものです。役人はその実態を調べようとせず、詐欺まがいの制度として規制しています。わたしたち、開業医は身体が唯一資本なのです。自らの健康を顧みず患者さんのニーズに応えるために日夜努力しているのです。一旦、健康を害すると全ての診療は停止します。

どうか安心して日々診療が出来ますように、健全な運用をしている休業保障制度を守ってください（兵庫県）。

亀井大臣自主共済の救済を答弁 衆議院財務金融委員会（11 月 17 日）

▼佐々木憲昭議員（衆議院・共産党） 知的障害者の団体や PTA、開業医の団体などの中で、お互いの会員同士が助け合う互助会とか共済の運営が行われています。この互助会制度が来年度以降認められなくなるとのことです。鳩山総理は、民間の助け合い、互助の精神はなくてはならないと述べています。

■亀井大臣 共助という、鳩山総理の友愛の精神を實踐している、そういう団体に支障が起きないような対応をするようにしていくことを事務方にも既に調査を命じておりまして、実態に合った形で、そうしたちゃんとした団体がやっていけるよう

な方向で処理したいと考えています。

▼佐々木議員 2004 年の改正保険業法が適用され、これまで通りの活動ができなくなっている団体がたくさんあります。法律そのものも再検討が必要だと思っています。真剣に検討いただきたい。いかがでしょうか。

■亀井大臣 前政権において実施されたことであっても、いいものは引き継ぎ、問題があるものは精査して、よりよきものにしていくのは当然のことだと思っておりますので、実態調査する中でご指摘のことも検討しております。

■保険医は、患者さんの生命を守るという責務があり、自らの健康を考慮できない仕事に従事しています。また多くの会員は、多額の借金を抱えています。このような保険医は、疾病などで診療ができなくなると無収入になります。公的補償制度がない現状では、日

常診療に頑張っている保険医にとって、この休業保障制度がせめての頼みです。本制度の存続を強く求めます（宮崎県）。

■亀井金融担当大臣の発言は、保険医の私にとって勇気づけられます。前政権では不可能と思っていたので新政権にがんばってもらいたい（千葉県）。

休業保障制度の存続を 亀井大臣に求める加入者の声

■病院と異なり、診療所に医師の交替要員はいません。何らかの外傷（交通事故など）や感染症、

伝染病の罹患、連日緊張しつ放しの外来診療のストレスなどから発症するかもしれない各種成人病など、まじめな医師ほど

■院長が病気や事故で倒れた場合、保険医協会の休業保障制度がないとクリニックを休業せざるを得ないとして、休業保障制度

■夫が 10 年前に倒れた時、代診の先生方への謝礼金と従業員の給与・ボーナス、薬剤等の支払いに、私どもは助けられて、困難を乗り越えることが出来ました。他の生命保険の休業保障は、一度受けとると翌年からは加入させてくれません。

■本来の共済制度を悪用する者達の悪を見て、一把一からげにその運営を悪と決めつけるような把握はやめてほしい。亀井大臣の良識が心強いです（千葉県）。

■健全な運営されているか第三者機関などで調査し、健全な運営をされていれば存続させるような方策を執ってほしい。

■私達は、「身体が資本」であるということ日々自らに問いかけながら、患者さんの命と健康を守るため努力しています。そんな中で、より良い社会保障制度を求めて自主共済「休業保障制度」を作り、今日まで、会員のために健全に運営されてきました。このように民主的かつ公正に運営さ

■保険医休業保障共済制度

保険医が病気やケガになった休業時でも、傷病休業給付金を受けられる制度。月々の拠出金で給付内容が異なる。現在、既加入者のみの維持・管理を行っている。